

光ディスク等による給与支払報告書の提出について
(実施要領)

令和2年12月

島根県益田市総務部税務課市民税係

1 e-Tax 又は光ディスク等による提出義務化について

(令和3年1月1日以降の提出について)

法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が「100枚以上」であるものについては、インターネットを利用した e-Tax (国税電子申告・納税システム) を使用して送付する方法又は光ディスク等 (CD、DVD など) を言います。以下同じ) を使用して提出する方法によらなければなりません。

例えば、平成31年1月に提出した「給与支払報告書」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年1月に提出する「給与支払報告書」は e-Tax 又は光ディスク等により提出する必要があります。

(令和2年12月31日以前の提出について)

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が「1,000枚以上」であるものについては、インターネットを利用した e-Tax (国税電子申告・納税システム) を使用して送付する方法又は光ディスク等 (CD、DVD など) を言います。以下同じ) を使用して提出する方法によらなければなりません。

2 承認申請の手続き

(1) 承認申請書の提出

新たに光ディスク等による給与支払報告書の提出をしようとする事業所は、給与支払報告書の提出期限の3か月前(10月31日)までに「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」(別紙1)及びテスト用光ディスク等を益田市に提出してください。

※e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、益田市への申請は必要ありません。

(2) 承認通知書の送付

承認申請書及びテスト用光ディスク等の内容について審査し、適当と認められるときは、事業所宛に承認の通知書を送付します。

3 光ディスク等の規格等

(1) 光ディスク等の規格

別紙2

- (2) 光ディスク等のレコード作成要領
別紙 3

4 光ディスク等の調整（提出対象者）

- (1) 特別徴収する者
前年中に給与の支払を受けた者のうち、1月1日現在益田市に住所を有し、当該年度の住民税を特別徴収する者。
- (2) その他の者
(1)のほか、退職者、乙欄適用者、パート等特別徴収ができない者についても記録してください。
- (3) 複数の事業所で1枚の光ディスク等に記録する場合は、事業所ごとにファイルを分けてください。

5 光ディスク等の提出

- (1) 提出本数
光ディスク等は、正副2枚提出してください。
- (2) 提出方法
郵送又は直接、税務課市民税係まで持参してください。
なお、郵送する場合には、可能な限り書留等配達記録が残るものをご利用ください。

提出先 〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
益田市役所総務部税務課 市民税係
TEL：0856-31-0609 FAX：0856-23-3929

- (3) 書面による給与支払報告書
書面による給与支払報告書の提出は必要ありませんが、次の場合は書面による給与支払報告書を提出してください。
イ 提出済み光ディスク等の記録内容に訂正が出たもの（訂正給報）
ロ 提出済み光ディスク等に記録されていないが、報告が必要であると判明したもの。（追加給報）

6 光ディスク等による特別徴収税額通知

- (1) 光ディスク等による特別徴収税額通知
書面による特別徴収税額通知書に併せて、税額通知を記録した光ディスク

- ク等により通知いたします。
- (2) 光ディスク等の規格及びレコードの内容
別紙 4

7 その他

- (1) 個人情報を取扱うものであるため、その管理には細心の注意を払ってください。
- (2) 提出された光ディスク等は返却しません。
- (3) 光ディスク等の提出の際には、コンピュータ・ウィルスに感染していないことを十分に確認してください。

参考：関連法令等

地方税法第 317 条の 6

地方税法施行規則第 10 条

地方税法施行令第 48 条の 9 の 8

所得税法第 228 条の 4

平成 27 年 12 月 25 日付総税市第 86 号総務省自治税務局長通知

給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日 島根県 益田市長 殿		特別徴収義務者指定番号	
		住所（所在地）	(〒 —)
		氏名（名称）	
		代表者氏名	
		この申請について 応答できる方 の所属及び氏名	(TEL — —)
<p>給与支払報告書の提出については、下記のとおり光ディスク等によりたいので申請します。</p> <p>なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、益田市長の指示に従って光ディスク等による再提出又は書面による提出を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
提出開始年	令和 年以降提出分		
光ディスク等の規格等	裏面のとおり		
参考事項			
光ディスク等による税額通知の希望の有無 (理由を必ず明記してください。)	希望 有り ・ 無し 理由 ()		

(注) 既に承認された内容と異なる内容の光ディスク等の提出を行う場合には、改めて承認申請書の提出が必要です。

(裏面)

次の事項について、所要事項を記入又は該当事項を○で囲んでください。

なお、該当事項がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記入してください。

提出見込件数		件			
項目	種類	FD	MO	CD	DVD
	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R	
記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7GB	
フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO 9660 (Level2) /Joliet ※		
記録形式	CSV (カンマ区切形式)				
記録コード	シフト JIS				
漢字水準	JIS の第 1 水準及び第 2 水準				

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

備考

- 1 この申請書は、給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出すること。
- 2 この申請書は、最初に給与支払報告書の光ディスク等による提出をしようとするその給与支払報告書の提出期限の3ヵ月前までに、益田市長に提出すること。
- 3 「参考事項」欄には、電子計算処理の業務拡大計画や機種変更予定などの参考となる事項を記入すること。

別紙2 光ディスク等の規格

1 光ディスク等の規格

提出できる光ディスク等の規格は次のとおりとする。

種 類		FD	MO	CD	DVD
項 目					
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規 格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO 9660 (Level2) /Joliet ※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS 第1水準及び第2水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

2 ファイルの名称

ファイルの名称は、「315dat**.txt」とする。

なお、「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

(例) 2枚に分けて提出する場合。

- ・1枚目に格納するファイル名……「315dat01.txt」
- ・2枚目に格納するファイル名……「315dat02.txt」

3 貼付ラベル等

光ディスク等には、次の事項を明示するとともに、提出時には必ずケースに入れる等破損を防ぐ十分な措置をとってください。

イ 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。 ※筆先の硬い筆記用具は使用しない。

ロ 磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜のラベルに次の記載事項を記載の上、貼付する。

【記載事項】

- ①提出先市町村名 ②提出者名 ③提出者住所 ④指定番号
⑤提出件数 ⑥提出年月日 ⑦正本・副本の区別 ⑧総枚数及び一連番号

(例)

①提出先 益田市 (322041)
②提出者 (株)〇〇
③住所 島根県益田市〇〇〇〇
④指定番号 〇〇〇〇〇
⑤提出件数 〇〇〇件
⑥提出年月日 令和 年 月 日
正本 〇枚中 〇枚目
(副本)

別紙3 レコードの内容及び作成要領

1 レコードの内容

項目番号	項目名		入力文字基準
1	法定資料の種類		半角・3文字
2	整理番号1		半角・10文字
3	本支店等区分番号		半角・5文字以内
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地		全角・60文字以内
5	提出義務者の氏名又は名称		全角・30文字以内
6	提出義務者の電話番号		半角・15文字以内
7	整理番号2		半角・13文字
8	提出者の住所（居所）又は所在地		全角・60文字以内
9	提出者の氏名又は名称		全角・30文字以内
10	訂正表示		半角・1文字
11	年分		半角・2文字
12	支払を受ける者	住所又は居所	全角・60文字以内
13		国外住所表示	半角・1文字
14		氏名	全角・30文字以内
15		役職名	全角・15文字以内
16	種別		全角・10文字以内
17	支払金額		半角・10文字以内
18	未払金額		半角・10文字以内
19	給与所得控除後の給与等の金額 （調整控除後）		半角・10文字以内
20	所得控除の額の合計額		半角・10文字以内
21	源泉徴収税額		半角・10文字以内
22	未徴収税額		半角・10文字以内
23	（源泉）控除対象配偶者の有無		半角・1文字
24	老人控除対象配偶者		半角・1文字

項目番号	項目名		入力文字基準	
25	配偶者（特別）控除の額		半角・10文字以内	
26	控除対象扶養親族の数	特定	主	半角・2文字以内
27			従	半角・2文字以内
28		老人	主	半角・2文字以内
29			上の内訳	半角・2文字以内
30			従	半角・2文字以内
31		その他	主	半角・2文字以内
32			従	半角・2文字以内
33		障害者の数	特別障害者	
34	上の内訳		半角・2文字以内	
35	その他		半角・2文字以内	
36	社会保険料等の金額		半角・10文字以内	
37	上の内訳		半角・10文字以内	
38	生命保険料の控除額		半角・10文字以内	
39	地震保険料の控除額		半角・10文字以内	
40	住宅借入金等特別控除等の額		半角・10文字以内	
41	旧個人年金保険料の金額		半角・10文字以内	
42	配偶者の合計所得		半角・10文字以内	
43	旧長期損害保険料の金額		半角・10文字以内	
44	受給者の生年月日	元号		半角・1文字
45		年		半角・2文字
46		月		半角・2文字
47		日		半角・2文字

項目番号	項目名		入力文字基準
48	夫あり		半角・1文字
49	未成年者		半角・1文字
50	乙欄適用		半角・1文字
51	本人が	特別障害者	半角・1文字
52		その他の障害者	半角・1文字
53	老年者		半角・1文字
54	寡婦		半角・1文字
55	寡夫		半角・1文字
56	勤労学生		半角・1文字
57	死亡退職		半角・1文字
58	災害者		半角・1文字
59	外国人		半角・1文字
60	中途就 ・ 退職	中途就職・退職の区分	半角・1文字
61		年	半角・2文字
62		月	半角・2文字
63		日	半角・2文字
64	他の支 払者	住所（居所）又は所在地	全角・60文字以内
65		国外住所表示	半角・1文字
66		氏名又は名称	全角・30文字以内
67		給与等の金額	半角・10文字以内
68		徴収した金額	半角・10文字以内
69		控除した社会保険料の金額	半角・10文字以内
70	災害者に係る徴収猶予税額		半角・10文字以内

項目番号	項目名		入力文字基準
71	他の支払者のもとを退職した年月日	年	半角・2文字
72		月	半角・2文字
73		日	半角・2文字
74	(1回目) 居住年月日 別控除等適用家 住宅借入金等特	年	半角・2文字
75		月	半角・2文字
76		日	半角・2文字
77	住宅借入金等特別控除適用数		半角・1文字
78	住宅借入金等特別控除可能額		半角・10文字以内
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		半角・2文字
80	住宅借入金等の額(1回目)		半角・8文字以内
81	(2回目) 居住年月日 別控除適用家屋 住宅借入金等特	年	半角・2文字
82		月	半角・2文字
83		日	半角・2文字
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		半角・2文字
85	住宅借入金等の額(2回目)		半角・8文字以内
86	摘要		全角・65文字以内
87	新生命保険料の金額		半角・10文字以内
88	旧生命保険料の金額		半角・10文字以内
89	介護医療保険料の金額		半角・10文字以内
90	新個人年金保険料の金額		半角・10文字以内
91	16歳未満扶養親族の数		半角・2文字以内
92	国民年金保険料等の金額		半角・10文字以内
93	非居住者である親族の数		半角・2文字以内
94	提出義務者の個人番号又は法人番号		半角・13文字以内
95	支払を受ける者の個人番号		半角・12文字
96	(源泉・特別)控除対象配偶者(フリガナ)		全角・30文字以内
97	(源泉・特別)控除対象配偶者(氏名)		全角・30文字以内
98	(源泉・特別)控除対象配偶者(区分)		半角・2文字

99	(源泉・特別)控除対象配偶者(個人番号)	半角・12文字
100	控除対象扶養親族(1)(フリガナ)	全角・30文字以内
101	控除対象扶養親族(1)(氏名)	全角・30文字以内
102	控除対象扶養親族(1)(区分)	半角・2文字
103	控除対象扶養親族(1)(個人番号)	半角・12文字
104	控除対象扶養親族(2)(フリガナ)	全角・30文字以内
105	控除対象扶養親族(2)(氏名)	全角・30文字以内
106	控除対象扶養親族(2)(区分)	半角・2文字
107	控除対象扶養親族(2)(個人番号)	半角・12文字
108	控除対象扶養親族(3)(フリガナ)	全角・30文字以内
109	控除対象扶養親族(3)(氏名)	全角・30文字以内
110	控除対象扶養親族(3)(区分)	半角・2文字
111	控除対象扶養親族(3)(個人番号)	半角・12文字
112	控除対象扶養親族(4)(フリガナ)	全角・30文字以内
113	控除対象扶養親族(4)(氏名)	全角・30文字以内
114	控除対象扶養親族(4)(区分)	半角・2文字
115	控除対象扶養親族(4)(個人番号)	半角・12文字
116	16歳未満の扶養親族(1)(フリガナ)	全角・30文字以内
117	16歳未満の扶養親族(1)(氏名)	全角・30文字以内
118	16歳未満の扶養親族(1)(区分)	半角・2文字
119	16歳未満の扶養親族(1)(個人番号)	半角・12文字
120	16歳未満の扶養親族(2)(フリガナ)	全角・30文字以内
121	16歳未満の扶養親族(2)(氏名)	全角・30文字以内
122	16歳未満の扶養親族(2)(区分)	半角・2文字
123	16歳未満の扶養親族(2)(個人番号)	半角・12文字
124	16歳未満の扶養親族(3)(フリガナ)	全角・30文字以内
125	16歳未満の扶養親族(3)(氏名)	全角・30文字以内
126	16歳未満の扶養親族(3)(区分)	半角・2文字
127	16歳未満の扶養親族(3)(個人番号)	半角・12文字
128	16歳未満の扶養親族(4)(フリガナ)	全角・30文字以内
129	16歳未満の扶養親族(4)(氏名)	全角・30文字以内
130	16歳未満の扶養親族(4)(区分)	半角・2文字
131	16歳未満の扶養親族(4)(個人番号)	半角・12文字
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	全角・100文字以内

133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	全角・100文字以内
134	普通徴収	半角・1文字
135	青色専従者	半角・1文字
136	条約免除	半角・1文字
137	カナ氏名	半角ｶﾀ・60文字以内
138	受給者番号	半角・25文字以内
139	提出先市町村コード ※益田市は「322041」	半角・6文字
140	指定番号	半角・12文字以内
141	基礎控除の額	半角・10文字以内
142	所得金額調整控除額	半角・10文字以内
143	ひとり親	半角・1文字

2 レコード作成要領

レコードの作成要領は以下のとおりとする。

【提出義務者についての項目】

項目番号	項目名	記録要領
1	支払資料の種類	「315」を記録する。
2	整理番号1	税務署から連絡されている「整理番号1（10桁の数字）」を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合は、blankとする。
3	本支店等区分番号	本店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号2	税務署から連絡されている「整理番号2（13桁の数字）」を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合は、blankとする。
8	提出者の住所（居所）又は所在地	blankとする。
9	提出者の氏名又は名称	blankとする。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正（取消しを含む。）するためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～9年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。

【支払を受ける者についての項目】

項目番号	項目名	記録要領
12	住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	国外住所表示	支払を受ける者の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。
15	役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	同上
17	支払金額	同上 (注) 未払金額を含む。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額	同上
20	所得控除の額の合計額	同上
21	源泉徴収税額	同上 (注) 未徴収税額を含む。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉) 控除対象配偶者の有無等	主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合は「1」、それ以外の場合には「2」を、また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
26~32	控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
33~35	障害者の数	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
36	社会保険料等の金額	社会保険料及び小規模企業共済等掛金の合計額を書面による場合の記載に準じて記録する。
37	項目36の内書(小規模企業共済等掛金の金額)	社会保険料等の金額の内書(小規模企業共済等掛金の金額)を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額	同上
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上
41	旧個人年金保険料の金額	同上
42	配偶者の合計所得	同上

項目番号	項目名	記録要領
43	旧長期損害保険料の金額	同上
44～47	受給者の生年月日	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」その他は「9」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。 (例)「令和元年9月30日→5, 01, 09, 30」
48	夫あり	空白とする。(平成17年度以前分を提出する場合に、「夫あり」に該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。)
49	未成年者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用	同上
51	特別障害者(本人が)	同上
52	その他の障害者(本人が)	同上
53	老年者(本人が)	空白とする。
54	寡婦(本人が)	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
55	寡夫	記録しないでください。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職	同上
58	災害者	同上
59	外国人	同上
60～63	中途就・退職	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分には、中途就職は「1」、中途退職は「2」、それ以外は「0」を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする)。 (例)「令和2年9月30日→02, 09, 30」

【他の支払者についての項目】

項目番号	項目名	記録要領
64	住所（居所）又は所在地	他の支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。
65	国外住所表示	他の支払者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66	氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67	給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
68	徴収した税額	同上
69	控除した社会保険料の金額	同上
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上
71 ～73	他の支払者のもとを退職した年月日	同上 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする）。 （例）「令和2年9月30日→02, 09, 30」
74～76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（1回目）	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（年については和暦とする）。 （例）「平成28年9月30日→28, 09, 30」
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 （例）租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用がある場合は「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日

		本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。
80	住宅借入金等の額 (1回目)	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。
81~83	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日 (2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)(例「平成28年9月30日→28,09,30」)
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。
85	住宅借入金等の額 (2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降

		の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。また、扶養親族の氏名、国民年金保険料等の金額等書面による場合の記載に準じて記録する。
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する
88	旧生命保険料の金額	同上
89	介護医療保険料の金額	同上
90	新個人年金保険料の金額	同上
91	16歳未満扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数を記録する。
92	国民年金保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する
93	非居住者である親族の数	非居住者である親族の数を記録する。
94	提出義務者の又は法人番号	提出義務者の個人番号(12桁の数字)又は法人番号(13桁の数字)を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
96	(源泉・特別)控除対象配偶者(フリガナ)	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97	(源泉・特別)控除対象配偶者(氏名)	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。
98	(源泉・特別)控除対象配偶者(区分)	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99	(源泉・特別)控除対象配偶者(個人番号)	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
100	控除対象扶養親族(1)(フリガナ)	控除対象扶養親族(1)(フリガナ)を記録する。
101	控除対象扶養親族(1)(氏名)	控除対象扶養親族(1)(氏名)を記録する。
102	控除対象扶養親族(1)(区分)	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103	控除対象扶養親族(1)(個人番号)	控除対象扶養親族(1)(個人番号)を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
104	控除対象扶養親族(2)(フリガナ)	控除対象扶養親族(2)(フリガナ)を記録する。
105	控除対象扶養親族(2)(氏名)	控除対象扶養親族(2)(氏名)を記録する。
106	控除対象扶養親族(2)(区分)	控除対象扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

107	控除対象扶養親族(2)(個人番号)	控除対象扶養親族(2)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
108	控除対象扶養親族(3)(フリガナ)	控除対象扶養親族(3)(フリガナ)を記録する。
109	控除対象扶養親族(3)(氏名)	控除対象扶養親族(3)(氏名)を記録する。
110	控除対象扶養親族(3)(区分)	控除対象扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
111	控除対象扶養親族(3)(個人番号)	控除対象扶養親族(3)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
112	控除対象扶養親族(4)(フリガナ)	控除対象扶養親族(4)(フリガナ)を記録する。
113	控除対象扶養親族(4)(氏名)	控除対象扶養親族(4)(氏名)を記録する。
114	控除対象扶養親族(4)(区分)	控除対象扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
115	控除対象扶養親族(4)(個人番号)	控除対象扶養親族(4)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
116	16歳未満の扶養親族(1)(フリガナ)	16歳未満の扶養親族(1)(フリガナ)を記録する。
117	16歳未満の扶養親族(1)(氏名)	16歳未満の扶養親族(1)(氏名)を記録する。
118	16歳未満の扶養親族(1)(区分)	16歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119	16歳未満の扶養親族(1)(個人番号)	16歳未満の扶養親族(1)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
120	16歳未満の扶養親族(2)(フリガナ)	16歳未満の扶養親族(2)(フリガナ)を記録する。
121	16歳未満の扶養親族(2)(氏名)	16歳未満の扶養親族(2)(氏名)を記録する。
122	16歳未満の扶養親族(2)(区分)	16歳未満の扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123	16歳未満の扶養親族(2)(個人番号)	16歳未満の扶養親族(2)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
124	16歳未満の扶養親族(3)(フリガナ)	16歳未満の扶養親族(3)(フリガナ)を記録する。
125	16歳未満の扶養親族(3)(氏名)	16歳未満の扶養親族(3)(氏名)を記録する。
126	16歳未満の扶養親族(3)(区分)	16歳未満の扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127	16歳未満の扶養親族(3)(個人番号)	16歳未満の扶養親族(3)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
128	16歳未満の扶養親族(4)(フリガナ)	16歳未満の扶養親族(4)(フリガナ)を記録する。
129	16歳未満の扶養親族(4)(氏名)	16歳未満の扶養親族(4)(氏名)を記録する。
130	16歳未満の扶養親族(4)(区分)	16歳未満の扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

131	16歳未満の扶養親族(4)(個人番号)	16歳未満の扶養親族(4)(個人番号)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書で作成する場合には、記録を省略する。
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	同上
134	普通徴収	該当する場合には「1」を記録し、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者	同上
136	条約免除	同上
137	カナ氏名	受給者のカナ氏名を記録する。
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード ※益田市は「322041」	「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)」の該当コードを記録する。
140	指定番号	特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出市町村の設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号が無い場合は空白とする。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

3 各項目の記録に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

イ 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

(例) 法定資料の項目 … × 1,200,000

○ 1200000

ロ 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する。(CSV形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

(例) 半角の項目が記録不要の場合 … 前の項目, 後ろの項目

(2) 住所、居所又は所在地

イ 都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

(例) ○ 東京都中央区銀座1-1-1

○ 中央区銀座1-1-1

○ 大阪府中央区大手前2-2-2

× 中央区大手前2-2-2 ⇒ ○ 大阪府中央区大手前2-2-2

(注) 政令指定都市については、市名を省略しない。

ロ 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

(例) × 名古屋市港区アキハ1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉1-1-1

× 名古屋市港区あきは1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉1-1-1

○ 名古屋市港区いろは町2-2-2

ハ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。

また、句読点等によって代替しない。

(例) × 神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1

× 神奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1

○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

ニ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

(例) ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1-1-1

× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1

× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1-1-1

(注) 「□」は、スペース1文字分を表す。

ホ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」（全角）を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

- (例) ○ 千代田区丸の内1-1-1
 ○ 千代田区丸の内1~1~1
 × 千代田区丸の内1, 1, 1

ヘ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

ト 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

イ 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。
 ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

ロ 個人の肩書等は記録しない。

- (例) × 税理士 益田 太郎 ⇒ ○ 益田 太郎

ハ 法人の代表者名等は記録しない。

- (例) × 自治産業株式会社 代表取締役 益田 太郎
 ⇒ ○ 自治産業株式会社

ニ 法人の組織名について、省略する場合は必ずカッコ（全角）を付す。

- (例) ○ 自治産業（株） ○ （株）自治産業
 ○ 自治産業（株） ○ 株）自治産業
 × 自治産業 株） × （株 自治産業
 × 自治産業／株 × 株、自治産業

組織名	略 称	組織名	略 称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業組合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ、キョウ	宗教法人	宗、シュウ、シユウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ、ギョ		

(4) 外字の取扱い

JIS 第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

イ 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコつき漢字等は、JIS 第1水準及び第2水準の全角文字に変換する。

ロ 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

ハ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

(例) 「徳田」 ⇒ 「徳田」 「齋藤」 ⇒ 「齋藤」

別紙4 光ディスク等の規格及びレコード内容

1 光ディスク等の規格

種類		FD	MO	CD	DVD
項目					
光ディスク等の規格等	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は	650MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO 9660 (Level2) /Joliet ※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS の第1水準及び第2水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

2 レコードの内容

レコードの内容は、次頁のとおりとします。

項目番号	項目名		入力文字基準
1	指定番号		半角・12文字以内
2	個人番号		半角・5文字以内
3	受給者番号		半角・25文字以内
4	住所	漢字住所	全角・60文字以内
5		カナ住所	半角・60文字以内
6	氏名	漢字氏名	全角・30文字以内
7		カナ氏名	半角・30文字以内
8	特別徴収税額		半角・9文字以内
9	月割額	6月分	半角・8文字以内
10		7月分	半角・8文字以内
11		8月分	半角・8文字以内
12		9月分	半角・8文字以内
13		10月分	半角・8文字以内
14		11月分	半角・8文字以内
15		12月分	半角・8文字以内
16		1月分	半角・8文字以内
17		2月分	半角・8文字以内
18		3月分	半角・8文字以内
19		4月分	半角・8文字以内
20		5月分	半角・8文字以内
21	市町村コード（益田市は322041です。）		半角・6文字